

# 新型コロナウイルス感染症予防接種について

## 新型コロナウイルス感染症と予防接種

新型コロナウイルス感染症は、熱や咳など風邪によく似た症状がみられます。軽症のまま治癒する人も多い一方、重症化すると、呼吸困難などの肺炎の症状が悪化し、死に至る場合もあります。

このワクチンは、接種された方の新型コロナウイルス感染症の発症や重症化(入院)を予防します。

## 予防接種を受けることができない人

- ・明らかに発熱している人
- ・重い急性疾患にかかっている人
- ・本ワクチンの成分に対し重度の過敏症(アナフィラキシーなど)の既往歴がある人
- ・上記以外で、予防接種を受けることが不適当な状態にある人

## 予防接種を受けるに当たり注意が必要な人(次の人は、接種について医師とよくご相談ください。)

- ・抗凝固療法を受けている人、血小板減少症または凝固障害のある人
- ・過去に免疫不全の診断を受けた人、近親者に先天性免疫不全症の方がいる人
- ・心臓、腎臓、肝臓、血液疾患や発育障害などの基礎疾患のある人
- ・過去に予防接種を受けて、接種後2日以内に発熱や全身性の発疹などのアレルギーが疑われる症状がでた人
- ・過去にけいれんを起こしたことがある人
- ・本ワクチンの成分に対して、アレルギーが起こるおそれがある人

## 副反応について

- ・主な副反応は、注射した部位の痛み、頭痛、関節や筋肉の痛み、疲労、寒気、発熱等があります。また、稀に起こる重大な副反応として、ショックやアナフィラキシーがあります。
- ・ごく稀ではあるものの、ワクチン接種後に心筋炎や心膜炎を疑う事例が報告されています。接種後数日以内に胸の痛みや動悸、息切れ、むくみ等の症状が現れたら、速やかに医療機関を受診してください。
- ・ごく稀ではあるものの、mRNAワクチン接種後にギラン・バレー症候群が報告されています。接種後、手足の力が入りにくい、しびれ等の症状が現れたら、速やかに医療機関を受診してください。

## 予防接種健康被害救済制度について

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療(入院相当)が必要になったり、生活に支障が出るような障がいを残すなどの健康被害が生じた場合には予防接種法に基づく給付を受けることができます。万が一、定期の予防接種による健康被害が発生した場合には、下記の住所地の担当課までご相談ください。

## 他のワクチンを接種する場合の間隔について

いずれのワクチンも、新型コロナウイルス感染症予防接種との接種間隔の制限はありません。医師が特に必要と認めた場合は、2種類以上の予防接種を同時に接種することができます。

### 〈問い合わせ先〉

野洲市健康推進課 ☎077-588-1788  
草津市健康増進課 ☎077-561-2323

守山市すこやか生活課 ☎077-598-5711  
栗東市健康増進課 ☎077-554-6100